

経営革新計画策定の手引き

<中小企業等経営強化法>

令和7年4月

兵庫県産業労働部地域経済課

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL (078)362-9184

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ie04_000000017.html

「兵庫県 経営革新」で検索

« 目次 »

■ 経営革新計画の概要について ······	P 1 ~ 3
1. 経営革新（計画）の内容について	
2. 経営革新計画の申請対象者について	
3. 申請・承認窓口について	
4. 承認申請書（新規）について	
5. 承認された場合の支援措置	
■ 申請受理から審査・承認・通知までの流れ ······	P 4
■ フォローアップ調査、終了企業調査について ······	P 4
■ 変更承認申請等について ······	P 4
■ 申請書の記載要領 ······	P 5 ~ 7
■ 計画実施主体毎の申請書の書き方 ······	P 7 ~ 8
■ 記入事例と留意点（新規申請） ······	P 9 ~ 18
■ 経営革新計画チェックリスト ······	P 19 ~ 20
■ 記入事例と留意点（変更申請） ······	P 21 ~ 22
■ 様式：住所等変更届、事業廃止届 ······	P 23 ~ 24
■ 承認後の支援措置 ······	P 25 ~ 33
■ 問い合わせ先 ······	P 34

■経営革新計画の概要について

1. 経営革新（計画）の内容について

- ・ 承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取り組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、以下の5種類に分類されます。
 - ① 新商品の開発又は生産
 - ② 新役務の開発又は提供
 - ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ④ 役務の新たな提供の方式の導入
 - ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動
- ・ 「新たな取り組み」については、多様なものが存在しますが、「新たな取り組み」とは、個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても経営革新計画としてふさわしいものとなります。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものは同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外となります。（国の「中小企業等の経営強化に関する基本方針」より。）

なお、兵庫県においては、相当程度の普及について、地域性のないものは全国初、地域性の高いものは県民局・県民センター管内初であることを基本として、それぞれの計画内容を勘案して判断します。

- ・ また、「自らの企画立案による独自性のある取り組み」であることが必要です。このため、単なるフランチャイズ展開などを計画内容とするものは承認対象外です。
- ・ 許認可が必要な事業展開を計画している場合は、当該許認可を受けてから経営革新計画の承認申請を行ってください。
- ・ 知的財産の活用等の先進的な取り組みから、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取り組みを承認対象としています。
- ・ さらに、経営革新計画の承認を得るために、以下の(1)、(2)の両方の経営指標について目標値が必要となります。

なお、計画終了時にそれぞれ正の値であることが必要です。

(1)付加価値額又は一人当たりの付加価値額

- A. 事業期間3年計画の場合、計画終了時において9%以上向上
- B. 事業期間4年計画の場合、計画終了時において12%以上向上
- C. 事業期間5年計画の場合、計画終了時において15%以上向上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} \\ \text{1人当たりの付加価値額} &= \text{付加価値額} / \text{従業員数} \end{aligned}$$

(2)給与支給総額

- A. 事業期間3年計画の場合、計画終了時において4.5%以上向上
- B. 事業期間4年計画の場合、計画終了時において6%以上向上
- C. 事業期間5年計画の場合、計画終了時において7.5%以上向上

給与支給総額：役員及び従業員に支払う給料、賃金及び賞与並びに給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）

※付加価値額、給与支給総額の伸び率の計算方法は、以下のとおりです。

A : 申請直近期末値

※小数点以下第2位を四捨五入

B : 計画終了年度末値

伸び率(%) = $(B - A) \div |A| \times 100$ (| | は、絶対値を示す記号)

2. 経営革新計画の申請対象者について

申請の対象となる者は、次に規定する特定事業者（個人事業者も含む）又は事業協同組合等です。

〔特定事業者〕

区分	主たる事業を営んでいる業種	従業員数基準 (常時使用する従業員の数※)
1	製造業・建築業・運輸業・ その他（次の2・3・4の業種以外の業種）	500人以下
2	卸売業	400人以下
3	サービス業（下記以外） ソフトウェア業、情報処理サー ビス業、旅館業	300人以下 500人以下
4	小売業	300人以下

※ 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

＜留意点＞

- ① 法令に抵触する恐れのあるもの、射幸心をそそる恐れがあるもの、公序良俗を害する等の、公的支援を行うことが適当でない事業内容は対象外。
- ② 創業間もない中小企業は対象外。（最低でも1年間の営業実績が必要。）
- ③ NPO法人（特定非営利活動法人）、医療法人・学校法人、特別医療法人、社会福祉法人、

一般財団法人、農事組合法人は対象外。（個人開業医は対象。）

- ④ 大企業・外国企業の子会社や第3セクターでも特定事業者であれば申請対象。ただし、承認されても支援策の対象外になる場合があるので各支援機関に事前に確認が必要。
- ⑤ 農業生産法人のうち「合名会社、合資会社、株式会社、有限会社」は申請対象。

3. 申請・承認窓口について

個別特定事業者や組合が単独で申請する場合、申請・承認窓口は本社所在（登記上）の県民局・県民センター（以下「県民局等」）になります。個人事業主は住所になります（事業所所在地ではありません）。（所管の県民局等については34頁をご覧ください。）

特定事業者の共同申請などレアケースについては、案件ごとに県民局等へご確認ください。

4. 承認申請書（新規）について

以下の書類を申請してください。

- ① 申請書原本（1通）※兵庫県の様式を必ず使用のこと（→記入事例：9～18頁参照）
- ② 申請書の写し（1通）
- ③ 経営革新計画チェックリスト（形式要件及び計画内容）（→様式：19～20頁参照）
- ④ 申請する特定事業者等の定款（個人の場合は不要）
- ⑤ 特定事業者等の最近2期間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書を含む）など、申請書の別表3の記載内容が確認できる決算関係資料等※2期分がない場合は、直近1期の決算書
- ⑥ 個人の場合：運転免許証（窓口で提示するかコピー（裏表）を提出）か住民票の写し
申請書及びチェックリスト様式は兵庫県HPからダウンロードしてご利用下さい。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ie04_000000017.html
(グーグル等で、兵庫県 経営革新で検索してください。)

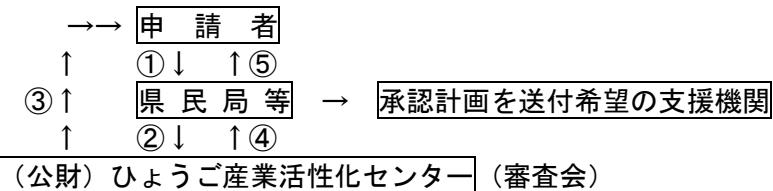
5. 承認された場合の支援措置

承認は支援を保証するものではありません。別途支援機関の審査が必要です。支援を期待する機関へ並行、または事前に相談を行うことが適切です。（→支援策の概要：25～32頁参照）

なお、承認は、経営計画を承認するものであって、開発・提供しようとする商品やサービスの性能や効能について承認するものではありません。

■申請受理から審査・承認・通知までの手続きの流れ

申請先：本社所在地を所管する県民局等（→住所・電話番号等：33頁参照）
審査会事務局：（公財）ひょうご産業活性化センター



- ① 本社所在地を所管する県民局等へ申請（申請書及び申請書の写しと添付書類各1部）。なお、必要に応じて、県から事前質問等の調査が実施されます。
- ② 県民局等から本庁（地域経済課）経由で活性化センターへ書類を送付。
- ③ 活性化センターで受付後、審査会への出席を申請者に通知。
- ④ 審査結果を本庁経由で県民局等に送付。
- ⑤ 県民局等から申請者に審査結果を送付するとともに、計画が承認された場合は、事前に送付を希望された支援機関へ関係書類の写し送付。

- （審査会）
- 1ヶ月に1回程度、神戸市産業振興センター内で開催。
 - 審査時間は1企業あたり20分（10分プレゼン、10分質疑応答）であるため簡潔に説明。なお、新商品等のサンプルを持参した上での説明も可能。
 - 審査メンバーは県の経営革新担当課、工業振興担当課、活性化センターの職員。

申請書原案提出から承認（不承認）まで概ね2～3ヶ月かかります。

修正等で時間がかかる場合がありますので、支援策の活用をお考えの方は、時間に余裕を持って申請ください。

■フォローアップ調査、終了企業調査について

フォローアップ調査は、法第70条第2項（調査）、第8項（指導及び助言）に基づいて行うもので、経営革新計画承認後、1年以上2年未満の間に実施しています。また、計画を終了した企業に対しては、終了企業調査を実施しています。

いずれも経営指標の達成状況等を把握する内容の調査となっており、県民局等からメール又は郵送により調査票が送付されますので、回答へのご協力をよろしくお願ひします。

■変更承認申請等について

計画承認後、計画内容に変更が生じことがあります。軽微な変更であれば変更申請は不要ですが、大幅に内容が変わる場合等は変更承認申請（21～22頁）が必要です。詳細は、申請先の各県民局等へお問い合わせください。

なお、軽微な変更にあたる連絡先（住所、電話番号等）、名称（商号）、代表者職氏名、資本金、ホームページURLについては住所等変更届（兵庫県様式1、23頁）を提出してください。

また、何らかの事情で経営革新計画の事業を廃止する場合は、事業廃止届（兵庫県様式2、24頁）を提出してください。

いずれの様式も、兵庫県ホームページからダウンロードできます。

■ 申請書の記載要領

申請者は以下の要領に従って、経営革新計画の必要事項を記載すること。ただし、経営革新計画を共同で実施、作成する場合にあっては、別表3及び別表4については、参加する特定事業者毎に記載すること。

様式第13の申請者名は、共同で経営革新計画を実施する場合においては、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営革新計画参加企業については、申請書の余白に企業名を記載すること。

1 経営革新の目標

別表1の該当する欄に記載すること。

2 経営革新による経営の向上の程度を示す指標

別表1の該当する欄に記載すること。経営の向上の程度を示す指標は、付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）又は一人当たりの付加価値額のいずれか及び給与支給総額（役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含まない。以下、「各種手当」という。）を用いること。付加価値額及び一人当たりの付加価値額並びに給与支給総額をそれぞれ記載すること。

（1）給与支給総額

従業員や役員に支払う給料、賃金、賞与のほか、各種手当（残業手当、休日出勤手当、（扶養）手当、住宅手当等）といった給与所得とされるものが含まれる。ただし、退職所得など、給与所得とされないものは含まれない。また福利厚生費は給与支給総額に含まれない。

（2）人件費

以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。

- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

（3）減価償却費

以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省くこと。

- ・減価償却費（線延資産の償却額を含む。）
- ・リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

(4) 一人当たりの付加価値額

- ・勤務時間によって人数を調整すること。
- ・従業員数の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとすることが必要である。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要がある。(その際には、勤務時間によって人数を調整する必要がある。)
- ・伸び率の算出は、小数点以下第2位を四捨五入したものを記載すること。

3 経営革新の計画期間

別表1の「計画期間又は事業期間」等に関する記載方法は、次のとおりとする。

(1) 研究開発を実施する期間（以下「研究開発期間」という。）がある場合

「計画期間又は事業期間」欄には、計画期間として、3年間ないし8年間の期間を記載すること。その上で、「研究開発期間」欄には、研究開発を実施する期間を記載し、「事業期間」欄には、計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、3年間ないし5年間の期間を記載すること。

(2) 研究開発を実施する期間がない場合

「計画期間又は事業期間」欄及び「事業期間」欄に、事業期間として、研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、3年間ないし5年間の期間を記載すること。

「研究開発期間」欄は記載不要。

4 経営革新の内容及び実施時期

別表1の「経営革新の実施に係る内容」欄及び別表2に記載すること。経営革新の内容については、新事業活動の類型に則して、新たな取組の内容を具体的に記述すること。

なお、別表2の記載方法は、次のとおりとする。

- (1) 番号は、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、実施項目を関連付けて記載すること。
- (2) 実施項目は、具体的な実施内容を記載すること。
- (3) 評価基準は、定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とする。
- (4) 評価頻度は、自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。
- (5) 実施時期は、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目の第4四半期に開始することを示す。

5 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

別表3の⑨、⑩、⑯に、計画期間内に必要な額を記載すること。

併せて別表4に、具体的な調達内容を記載すること。

6 組合等が研究開発等事業に係る試験研究のための費用に充てるため、その構成員に対し負担金を賦課しようとする場合にあっては、その賦課の基準

別表 5 に記載すること。賦課の基準については、生産数量（金額）、従業員数、出資金等具体的に記載すること。

7 その他

別表 1 の「申請者名・資本金・業種」欄の業種は、日本標準産業分類に掲げる小分類を記載すること。「実施体制」欄は、自社の経営革新を大学・公設試験研究機関・他の企業などと連携して行う場合には、その連携先と連携内容について記載すること。

別表 2 の実績欄は、経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はないが、計画の進捗に応じ以下のとおり記載すること。

実施状況	◎計画どおり実行できた。 △実行したが不十分だった。	○ほぼ計画どおり実行できた。 ×ほとんど実行できなかった。
効果	◎効果が十分上がった。 △効果が不十分だった。	○ほぼ予定していた効果が得られた。 ×ほとんど効果がなかった。
対策	実施状況に応じて、実施する取組を追加することとした場合は、追加した実施項目を別表 2 に記載すること。	

■ 計画実施主体毎の申請書の書き方

事業実施主体の形態別に、申請書の書き方は以下のとおりです。これ以外の場合については、窓口の担当者にお問い合わせください。

① 単独の特定事業者が申請する場合

様式第 1 3、別表 1 ~ 4 及び別表 6 ~ 8 に記入すること。（別表 5 は不要。）

② 複数の特定事業者が共同で申請する場合

- まず、代表会社（3者以内）を決定した上で、
- 様式第 1 3 には、代表会社の住所、名称及び代表者職名・氏名等を記入すること。なお、代表会社が複数ある場合は、連名にて申請書を記載すること。
 - 別表 1、2、6 ~ 8 については、共同申請書の分をとりまとめ、代表会社が記入すること。
別表 1 の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「給与支給総額」については、共同申請書全体の指標を計算の上、別表 1 に記載すること。
 - 別表 3、4 については、各個別企業毎に記載し、左肩に参加企業名を記入すること。
別途、企業名、所在地、代表社名、連絡先を記載した個別参加企業のリストを提出すること。

③ 単一の組合で申請する場合

- 様式第13には、組合の住所、名称及び代表者職名・氏名等を記入すること。
- 別表1、2、5、6～8については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入すること。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「給与支給総額」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記載すること。
- 別表3、4については、参加する組合の構成員等毎に記載し、左肩に参加する組合の構成員等の企業名を記入すること。
別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストを提出すること。

④ 複数の組合が共同で申請する場合

- まず、代表となる組合（3組合以内）を決定した上で、
- 様式第13には、代表組合の住所、名称及び代表者職名・氏名等を記入すること。代表組合が複数である場合は、連名にて申請書を記載すること。
- 別表1、2、5、6～8については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入すること。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「給与支給総額」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記載すること。
- 別表3、4については、参加する組合及び組合の構成員等毎に記載し、左肩に参加する組合の構成員等の企業名を記入すること。
別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストを提出すること。

■ 記入事例と留意点（新規申請）

様式第13

経営革新計画に係る承認申請書

兵庫県知事様

申請書提出日を記載 → 令和7年8月1日

郵便番号も記載 → 〒 650-8567

すべて記載すること。 なお、住所については下記のとおり 法人：登記上の本社所在地 個人：住所（事業所所在地ではない）	住 所 加西市○○町300-3 名 称 及 び ○○工業株式会社 代表者職名・氏名 代表取締役社長 兵庫 太郎 担当者職名・氏名 兵庫 花子 電 話 078-123-1234 F A X 078-123-1235 E-mail ●●@
主たる事業所を連絡先としたい場合はここに 【連絡希望先】として、主たる事業所の住所 等を記載すること。	【連絡希望先】 〒 650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

兵庫県の様式は、中小企業庁の様式と異なっているので、必ず兵庫県のホームページにある様式を使用すること。

こちらから→https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ie04_000000017.html
(グーグル等で、**兵庫県 経営革新** で検索してください。)

次の様式については、1枚で書ききれない場合は、複数の用紙にわたって記載すること。
別表1、別表2、別表3補足資料、別表4

経営革新計画は、事業の①新規性・独自性(革新性)、②成長性、③実現性を判断して承認する計画です。許認可が必要な事業展開を計画している場合は、許認可を得ていることが確認できないと③実現性があると見なせないため、①新規性・独自性(革新性)や②成長性があつても承認されないので、必ず事業遂行に必要な許認可を得ていることが必要です。

(別表1)

経営革新計画

業種は現在の業種をR5.6改定の日本標準産業分類の小分類(できれば細分類)で記載すること。

申請者名・資本金・業種		
申請者名: ○○工業株式会社 資本金: 500万円 創業年月: 1982年4月	業種: プラスチック製造業 法人番号: 1234560123	
実施体制		
<p>〔連携先と連携内容〕 新商品△△についてはA社と共に開発する。</p>		
新事業活動の類型	計画の具体的な内容が分かるテーマを記入すること。	
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。	経営革新計画のテーマ: →新商品△△の開発 〔取り組みの具体的な内容〕 これまで培ってきた○○技術をベースにA社と共に新商品△△を開発する。商品△△は当社にとって新しい××市場への進出になるが、××市場ではこうのような商品まだ見当たらない。計画承認後には社内に専務を中心としたプロジェクトチームを立ち上げ販路開拓を行う。	
① 新商品の開発又は生産 ② 新役務の開発又は提供 ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④ 役務の新たな提供の方式の導入 ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用 ⑥ その他の新たな事業活動	新たに取り組みが分かるように具体的に記載すること。 研究開発期間がある場合→3年間ないし8年間、 " " ない場合→3年間ないし5年間	
計画期間又は事業期間: 年月～年月		
研究開発期間: 年月～年月	事業期間: 年月～年月	
研究開発期間がある場合→1年間ないし5年間、 " " ない場合→無記入	経営革新の実施に係る内容 3年間ないし5年間を記入すること。	
<p>1 当社の現状と経営課題 (A) 会社の沿革 (B) 既存事業の経営課題 (C) 経営革新に取り組むきっかけ)</p> <p>2 経営革新の具体的な内容(既存事業) ① 新規性・独自性 (A) 新規性・独自性 (B) 既存事業との相違点 (C) 経営戦略における位置付け (D) 地域初の取り組み) ② 新事業の市場規模と競合の状況 (A) 市場規模 (B) 競合の状況) ③ 実現性 (A) 売上の単価の実現性 (B) 売上の数量の実現性 (C) 資金の実現性 (D) 社内体制・スケジュールの実現性) </p>		<p>・新事業で何をどのように実施するのか、内容を具体的に記述すること。 ・既存事業との相違点や同業他社(新役務であれば県民局管内における同業他社)と比較しながら、新事業の新規性・独自性を説明すること(比較表等によってわかりやすく)。 ・新事業を自社の経営戦略でどう位置付けているのかを明記すること。 ・全国初、県内初、県民局管内初のいずれに該当するか説明し、そう考える根拠を合わせて示すこと。</p> <p>・ターゲットとする市場の規模を、国の統計データ、シンクタンクの調査結果、業界内の情報、既存事業からの推測等に基づいて想定し、記述すること。 ・ターゲットとする市場における競合他社の状況について記述すること(同一の事業はない場合でも、市場内にある類似事業について記述すること)。</p> <p>・売上の実現性を説明するため、別表3補足資料の(1)売上単価の積算の考え方、類似商品との比較、(2)売上数量の積算の根拠について記述すること。 ・資金の実現性を説明するため、金融機関との協議の状況について記述すること。 ・その他、社内体制、スケジュール、許認可等、新事業実施に当たり必要な項目の実現性について記述すること。</p>
経営の向上の程度を示す指標	現状(千円)	計画終了時の目標伸び率(%) (事業期間終了時点)
1 付加価値額		(年月～年月(事業期間 年)) %
2 一人当たりの付加価値額	現状は、直近期末の決算値を記載すること。 ※別表3「直近期末」欄の数値と一致させること。	<p>【伸び率計算方法】 A:申請直近期末値 B:計画終了年度末値 伸び率(%)=(B-A) ÷ A × 100</p> <p>※ は絶対値を表す記号、小数点以下第2位を四捨五入</p>
3 給与支給総額		%
事業期間を決算期にあわせる必要はないため、申請書提出月以降の事業開始希望の年月を始期とし、終期はその3、4、5年後の年月を記載すること。		
事業期間は、3年、4年、5年のいずれかを記入すること。(※「3年半」などは不可。)		

別表2, 3, 4の申請書様式（エクセル）では記載要領をコメントで表示していますので、参考にしてください。
なお、コメントは印刷されませんので、印刷時にコメントを削除する必要はありません。

(別表2)

実施計画と実績（実績欄は申請段階では記載する必要はない。）

番号	計画				実績		
	実施項目	評価基準	評価頻度	実施時期	実施状況	効果	対策
1	安全で効率的な生産方式の開発	安全委員会の評価	毎月	1-1			
1-1	○○部分の安全な△△方法の開発	製造原価	1年	1-3			
1-2	効率的な○○××装置の開発	製造原価	1年	2-1			
2	○○商品の新規開拓 営業体制の確立	○○商品の売上	毎週	2-2			
2-1	マネージャーと担当営業の2名専任体制の確立			2-2			
2-2	○○商品を切り口に新規開拓した顧客に対する他の印刷物提案営業活動	新規顧客の売上	毎月	2-4			
3	次期バージョンの新○○商品の開発	新商品の売上		3-1			
3-1	○○××装置の開発	製造原価	1年	3-2			
3-2	○○××装置を利用した○×商品の新規開拓営業体制の確立	○×商品の売上	毎週	3-3			

番号 1、2、1-1、1-2、1-1-1というように実施項目を関連づけて記載

実施項目 具体的な実施内容を記載すること。

評価基準 できるだけ定量化した基準を設定すること。

評価頻度 自社で計画の進捗状況を評価する頻度または時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。

実施時期 実施項目を開始する時期を四半期単位で記載すること。例えば、1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目第4四半期開始を示す。
(別表1の計画期間を基準に記載。R7.8～R10.7の計画期間であればR7.8～R7.10が1-1となる。)

※別表3の決算期を基準とするのではなく、別表1の計画期間等を基準とすることに注意すること。

実績欄は、申請段階では記載する必要はない。

別表2, 3, 4の申請書様式（エクセル）では記載要領をコメントで表示していますので、参考にしてください。
なお、コメントは印刷されませんので、印刷時にコメントを削除する必要はありません。

申請時には、セルの上段に実績値（1～2年前、直近期末）、計画値（1年後～計画期間等に相当する期間分）を入力してください。下段は承認後実施される終了企業調査等で実績値を入力していただくので、空欄のままにしてください。

(別表3)

経営計画及び資金計画
参加特定事業者名

決算書どおりに記載すること。

直近期末は添付資料として提出する決算書の直近分を記載すること。

(単位:千円)

	2年前 (●年●月期)	1年前 (●年●月期)	直近期末 (●年●月期)	1年後 (●年●月期)	2年後 (●年●月期)	3年後 (●年●月期)	4年後 (●年●月期)	5年後 (●年●月期)	6年後 (●年●月期)	7年後 (●年●月期)	8年後 (●年●月期)
①売上高	---	---	---								
②売上原価	---	---	---								
③売上総利益 (①-②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④販売費及び一般管理費	---	---	---								
⑤営業利益 (③-④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥経常利益	---	---	---								
⑦給与支給総額	---	---	---		③、⑤、⑪、⑫、⑭、⑮の合計は自動計算になっています。						
⑧人件費	---	---	---								
⑨設備投資額	---	---	---								
⑩運転資金	---	---	---								
普通償却額	---	---	---								
特別償却額	---	---	---								
⑪減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬従業員数	---	---	---								
⑭一人当たりの付加価値額(⑫-⑬)	#	上記⑧の人件費との関連性がわかるように、就業時間による調整を行った人數を記載すること。			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
⑮資金調達額 (⑨+⑩)	政府系金融機関借入	---	---	---							
民間金融機関借入	---	---	---								
自己資金	---	---	---								
その他	---	---	---								
合計	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0

- 経営革新を実施するために必要な資金（設備投資額、運転資金）の額を記載すること。
- 合計が⑨+⑩と一致しているか確認すること。（一致しない場合セルが赤になります。）
- 別表6の「希望する支援策」と整合がとれているか確認すること。

別表3 補足資料

申請内容に基づく具体的数値（売上の単

別表3の年度毎の「①売上高」金額と一致すること。

1年目		
売上高		2,500,000千円
うち経営革新による売上増額		20,000千円
増額の内訳	新商品△△の販売 @100千円×100個×2か月=20,000千円	
2年目		
売上高		経営革新計画を実施することによる売上増額の積算 根拠がわかるように記載すること。 必ず単価、数量を明記すること。 (項目数が多い場合は、別紙とすることも可。)
うち経営革新による売上増額		
増額の内訳	新商品△△ @100千円×	
3年目		
売上高		3,000,000千円
うち経営革新による売上増額		180,000千円
増額の内訳	新商品△△の販売 @100千円×150個×12か月=180,000千円	
4年目		
売上高		千円
うち経営革新による売上増額		千円
増額の内訳		
5年目		
売上高		千円
うち経営革新による売上増額		千円
増額の内訳		
6年目		
売上高		千円
うち経営革新による売上増額		千円
増額の内訳		
7年目		
売上高		千円
うち経営革新による売上増額		千円
増額の内訳		
8年目		
売上高		千円
うち経営革新による売上増額		千円
増額の内訳		

別表2, 3, 4の申請書様式（エクセル）では記載要領をコメントで表示していますので、参考にしてください。
なお、コメントは印刷されませんので、印刷時にコメントを削除する必要はありません。

(別表4)

参加特定事業者名

別表3⑨の年度毎の設備投資額と一致すること。

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

(単位 千円)

	機械装置名称 (導入年度)	単価	数量	合計金額
1	○○製作機 (令和7年度)	160,000,000	1	160,000,000
2	○○装置 (令和8年度)	15,000,000	1	15,000,000
3	△△装置 (令和9年度)	10,000,000	1	10,000,000
4	××装置 (令和10年度)	40,000,000	1	40,000,000
5				
6	経営革新を実施するために必要な設備投資を記載すること。 (書ききれない場合は、複数の用紙にわたって記載すること。)			
7	経営革新計画の事業と直接関係のない設備投資は記載不可。			
8				
9				
10				

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

(単位 千円)

年 度	金 領
令和7年度	50,000,000
令和8年度	20,000,000
令和9年度	10,000,000

別表3⑩の年度毎の運転資金の額と一致すること。

この様式は、組合等が研究開発を行う場合等のみ必要。
単独の中小企業が申請する場合は提出不要。

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるため、その構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位 千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠
1				
2				
3				
4				
5				

生産数量（金額）、従業員数、出資金等を具体的に記載すること。

(別表6)

1. 関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所に○を記入してください。

認定書類の送付を希望する機関名	送付の希望の有・無
大阪中小企業投資育成株式会社	有 <input checked="" type="radio"/>
兵庫県信用保証協会	有 <input checked="" type="radio"/> 無
(公財)ひょうご産業活性化センター	有 <input checked="" type="radio"/> 無
株式会社日本政策金融公庫〈中小企業事業〉	神戸支店 有 <input checked="" type="radio"/> 無
株式会社日本政策金融公庫〈国民生活事業〉	※支店名に○をつけてください。 神戸支店 神戸東支店 姫路支店 尼崎支店 豊岡支店 明石支店 有 <input checked="" type="radio"/>
株式会社商工組合中央金庫 神戸支店 姫路支店 尼崎支店	有 <input checked="" type="radio"/> 無

2. 希望する支援策について

経営革新計画が承認された場合に利用を希望する支援策に○印を付けてください。(複数可)

- ① 政府系金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)による低利融資制度
- ② 中小企業信用保険法の特例
- 3 その他 ()

別表3の⑯と整合をとるようすること。

※なお、この様式は、それぞれの支援措置を保証するものではありません。

経営革新計画の内容の公表について

「経営革新計画」が承認された場合、貴社の計画内容を兵庫県ホームページで公表してもよい場合、以下の該当する項目に○印及びURL等を記入してください。

①企業名	(<input type="radio"/>)	・ 否)
②代表者名	(<input type="radio"/>)	・ 否)
③資本金	(<input type="radio"/>)	・ 否)
④従業員数	(<input type="radio"/>)	・ 否)
⑤所在地	(<input type="radio"/>)	・ 否)
⑥電話番号	(<input type="radio"/>)	・ 否)
⑦経営革新計画の概要	(<input type="radio"/>)	・ 否)
⑧貴社のホームページへのリンク	(<input type="radio"/>)	・ 否)

貴社のホームページURL (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)
(可の場合、兵庫県ホームページの承認企業一覧からリンクします。)
【参考】兵庫県経営革新ホームページ [兵庫県 経営革新](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ie04_000000017.html)で検索
https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ie04_000000017.html

(別表8)

調査書

※この調査書は、今後の広報手法及び支援機関における支援内容の充実・向上を図ることを目的としています。この調査書の回答内容が審査に影響を与えることはありませんので、主旨をご理解の上、回答へのご協力をよろしくお願いします。

1 経営革新計画の情報入手先

経営革新計画をどのようにして知りましたか。該当するものに○印をつけてください。(複数回答可)

①金融相談の際に政府系金融機関 ((株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫) から紹介された。	
②金融相談の際に民間金融機関から紹介された。	○
③商工会・商工会議所から紹介された。	○
④都道府県(県民局等)から紹介された。	
⑤(独)中小企業基盤整備機構(中小機構近畿)から紹介された。	
⑥(公財)ひょうご産業活性化センターから紹介された。	
⑦_____	_____
⑧税理士・中小企業診断士等の専門家から紹介された。	
⑨民間コンサルタントから紹介された。	
⑩セミナー、研修会で知った。	
⑪パンフレットで知った。	
⑫HPで知った。	
⑬兵庫県中小企業団体中央会から紹介された。	
⑭その他()	

2 アドバイス機関とその効果について

経営革新計画の策定に当たってどのような機関からアドバイスを受けましたか。アドバイスを受けた機関を最大3つまで以下から選んで番号を記入してください。また、その機関から受けた主な「アドバイスの内容」とその「効果」を以下から1つずつ選んで番号を記入してください。

	(1)アドバイス機関	(2)主なアドバイスの内容(1つ)	(3)効果
1	①	③	①
2	⑪	④	②
3	アドバイスを受けた機関を下記の(1)から3つまで選んでください。	主なアドバイス内容を下記の(2)からアドバイス機関毎に1つずつ選んでください。	受けたアドバイスの効果を下記の(3)から選んでください。

(1) アドバイス機関

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ①商工会・商工会議所 | ②(独)中小企業基盤整備機構(中小機構近畿) |
| ③(公財)ひょうご産業活性化センター | ④_____ |
| ⑤組合・都道府県中小企業団体中央会 | ⑥政府系金融機関 |
| ⑦民間金融機関 | ⑧中小企業診断士 |
| ⑨税理士・公認会計士・弁理士 | ⑩民間コンサルタント |
| ⑪大学 | ⑫公設試験研究機関 |
| ⑬市町の窓口 | ⑭経営革新計画承認企業 |
| ⑮その他() | |

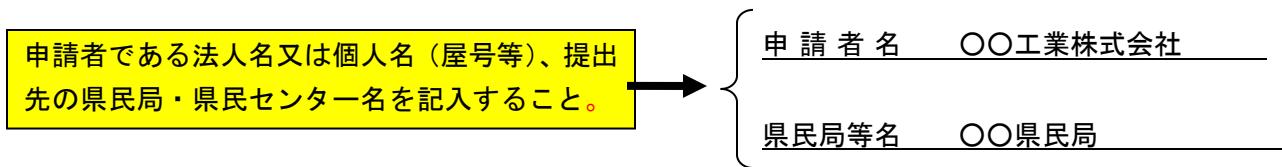
(2) アドバイス内容

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| ①経営革新計画の説明 | ②企画立案のアドバイス | ③計画書の書き方を指導 |
| ④支援措置の説明 | ⑤技術開発の指導 | ⑥販路の指導・斡旋 |
| ⑦資金調達の方法 | ⑧事業パートナーの紹介 | ⑨人材確保の方法 |
| ⑩事業の実施体制を指導 | ⑪財務・会計の指導 | ⑫法律相談 |
| ⑬特許関連の相談 | ⑭I T関係の相談・指導 | ⑮その他() |

(3) アドバイスの効果

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| ①充分効果があった | ②まあまあ効果があった | ③あまり効果がなかった |
| ④全く効果がなかった | ⑤どちらとも言えない | |

経営革新計画チェックリスト（形式要件及び計画内容）



《I 形式要件チェック》 (別表1関係)		チェック項目をよく読んだ上で、作成した申請書 が要件を満たしているかチェックしてください。		チェック欄
		申請者	県民局等	
1	連絡先（電話、FAX、メール）が記載されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	業種が定款の事業内容と合致しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	業種が産業分類の小分類（R5.6改定の日本標準産業分類）で記載されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	取り組みに連携先と連携内容がある場合は「実施体制」に記載しているか。 (連携先が無い場合は「特になし」と記載して良い。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	「経営革新の目標」に取り組みの具体的な内容を書いているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	「経営革新の実施に係る内容」 (1)「沿革」・「既存事業の経営課題」・「経営革新に取り組むきっかけ」を書いているか。 (2)取り組みに新規性・独自性があることを明確に書いているか。 (3)「既存事業との相違点」・「経営戦略における位置付け」を書いているか。 (4)取り組む新事業の市場規模、競合する他社等の状況を把握し、書いているか。 (5)取り組みの実現性（売上単価、売上数量、資金調達、社内体制等）を書いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
7	経営の向上の程度を示す指標 (1)「現状」の金額は別表3の直近期末欄の金額と一致しているか。 (2)付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率は次のとおりとなっているか。 【事業期間が3年なら9%以上、4年なら12%以上、5年なら15%以上】 (3)給与支給総額の伸び率は次のとおりとなっているか。 【事業期間が3年なら4.5%以上、4年なら6%以上、5年なら7.5%以上】 (4)事業期間は、3年、4年、5年のいずれかになっているか。 (「3年半」の計画などは不可。) (5)革新計画の計画始期は申請月以降となっているか。 (決算期にあわせる必要はありませんので、申請月以降の計画開始希望の年月から始めてください。) (6)革新計画の計画終期は計画開始年月からちょうど3～8年後となっているか。 (例：令和6年6月開始の4年計画なら、令和10年5月が終期となります。)	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

(別表2関係)

- 8 実施時期は四半期単位で記載しているか。（例：3年目の第4四半期は3-4）
(実施時期は、決算期ではなく、別表1に記載した計画期間を基準として記載すること。)

(別表3関係)

- 9 直近期末は最新の決算数値が入っているか。
10 ⑥経常利益は、決算書と一致しているか。
11 ⑨設備投資額と⑩運転資金が別表4の年度毎の合計額と一致しているか。

- 12 ⑯の資金調達先と別表 6 の希望する支援策は一致しているか。
- 13 ⑨設備投資額と⑩運転資金の合計額と⑯資金調達額は一致しているか。
- 14 別表 3 の売上高と別表 3 補足資料の売上高は一致しているか。

(別表 4 関係)

- 15 設備投資計画は経営革新を実施するために必要な設備が書かれているか。
- 16 運転資金計画は積算根拠を明確に説明できるか。

(別表 5 関係) ※単独の中小企業が申請する場合は不要

- 17 組合等が研究開発を行う場合には、別表 5 を作成したか。

(総括)

- 18 定款、若しくは法人登記簿謄本に記載の本店所在地が申請先県民局管内であるか。
- 19 定款に記載している事業目的と、計画の事業内容が一致しているか。

《II 計画内容チェック》

(革新性)

申請者 県民局等

- 1 計画内容は、①同業の中小企業において当該技術・方式等が普及されていない、又は、②同一地域における同業他社において当該技術・方式等が普及されていないものか。
 当該技術・方式等の普及状況（チェックをつけてください）
全国初 県内初 県民局・県民センター管内初 その他（）

(実現性)

新事業に許認可が必要な場合は許認可名と取得日を記入してください。

- 2 計画の実現に許認可が必要な場合、許認可を取得しているか。
許認可必要（許認可名 取得日）
許認可不要
 「協議済み」「協議中」の場合は金融機関と支店名を記入してください。
 3 融資について金融機関との協議は進んでいるか。（金融機関名：○○信用金庫 ○○支店）
協議済み 協議中 未協議 融資希望無し
 （計画承認と融資の審査は別個に行われます。金融機関との協議が進んでいない場合は、せっかく計画が承認されても融資を受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。）
 4 返済能力に問題はないか。
（既長期借入金+新規借入金合計）／10 < 営業利益／2 + 減価償却費 を確認

（ 千円 + 千円）／10

< (千円) / 2 + (千円) → 計画最終年度の金額を記載

(合計額 千円) < (合計額 千円)

※記載要領 既長期借入金：提出した直近決算書の貸借対照表の長期借入金、新規借入金：別表 3 の⑯資金調達額のうち金融機関からの借入額の合計、営業利益：別表 3 の⑤の計画最終年度の金額、減価償却費：別表 3 の⑪の計画最終年度の金額

計算式が成り立たない場合は経営計画及び資金計画(別表 3)を見直してください。

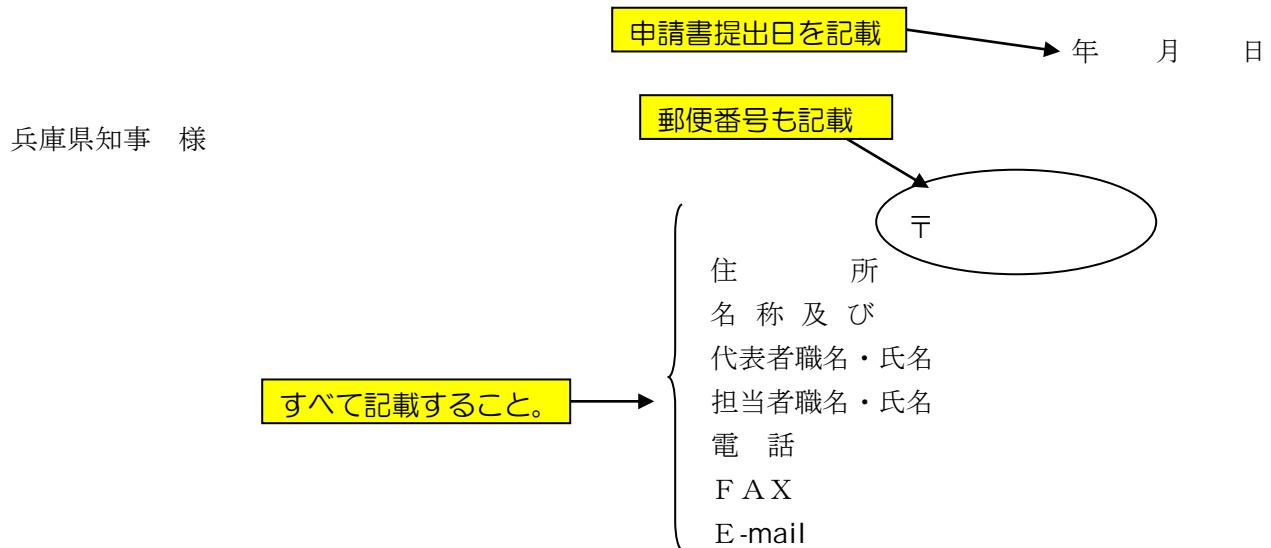
(公共性、社会性)

- 5 公序良俗に違反する内容ではないか。
- 6 計画内容が一般の人に誤解を与えるものではないか。
 （他社の登録商標を無許可で使用 等）

■ 記入事例と留意点（変更申請）

様式第14

承認経営革新計画の変更に係る承認申請書



年 月 日付けで承認を受けた経営革新計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第15条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更事項

【記載例】(1) 設備投資計画の変更に伴う、経営計画と資金計画の変更

(理由) 需要増に対応するために、設備の増設が必要となった。このため、設備投資計画を変更する。

【記載例】(2) 運転資金の増加に伴う、資金計画の変更

(理由) 売上増による運転資金の増加に対応するため、資金調達計画を変更する。

2 変更事項の内容

【記載例】別表1について

変更前 付加価値額伸び率(20.5%) 一人あたり付加価値額伸び率(18.5%)

経常利益伸び率(9.6%) 【給与支給総額伸び率：本申請 R5.1 以降】

変更後 付加価値額伸び率(30.2%) 一人あたり付加価値額伸び率(21.2%)

経常利益伸び率(12.5%) 【給与支給総額伸び率：本申請 R5.1 以降】

別表2について

変更前 実績について記載無し

変更後 実績に基づく内容記載（～2年後）、計画部分（3～5年度）の見直し

【記載例】 別表3について

変更前 申請書の通り

変更後 実績に基づく内容記載に修正（～2年後）、計画部分（3～5年度）の見直し

変更前 民間金融機関からの借り入れ 60,000 千円

変更後 民間金融機関からの借り入れ 80,000 千円と政府系金融機関からの借り入れ 40,000 千円に変更

別表4について

変更前 設備投資計画 ○○設備1台 40,000 千円

変更後 // ○○設備2台 80,000 千円

変更前 運転資金計画 ○年度 10,000 千円 ○年度 10,000 千円

変更後 // ○年度 20,000 千円 ○年度 20,000 千円

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

様式第1～4において、共同で経営革新計画を実施する場合は、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載する。

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

・別表1～別表7の記載方法は、新規の承認申請の書き方に準拠すること。

・変更前（既承認分）と変更後の別表1～別表7の全ての様式を提出すること。
→変更箇所がある様式のみの提出は不可。

(兵庫県様式1)

年　月　日

経営革新計画にかかる住所等変更届

兵庫県知事 様

住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名

年　月　日付 第　　号で承認を受けた経営革新計画について、
下記のとおり住所等が変更になりますので届出します。

記

項目	変更前	変更後
郵便番号		
住　所		
名称（商号）		
ふりがな 代表者職氏名		
ふりがな 担当者職氏名		
電話番号		
FAX		
E-mail		
資本金		
ホームページ URL		

(注) 変更のあった項目について記載してください。

(兵庫県様式2)

年　月　日

経営革新計画の事業廃止届

兵庫県知事 様

住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名

年　月　日付 第　　号で承認を受けた経営革新計画について、
下記の理由により事業を廃止したいので届出します。

記

理 由

■ 承認後の支援措置

1 政府系金融機関による低利融資制度

新事業活動促進資金																			
対象者	経営革新計画の承認を受けた特定事業者																		
支援内容	<p>日本政策金融公庫では、中小企業者に対して事業に必要な資金を長期・固定で融資しています。経営革新計画に基づく事業を行うために必要な設備資金及び運転資金については金利が優遇されており、特別利率が適用されます。</p> <p>①中小企業事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>新事業育成資金 ※注1</th><th>新事業活動促進資金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td><td>7億2千万円</td><td>設備資金7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)</td></tr> <tr> <td>貸付利率 ※注2</td><td>基準利率▲0.9%</td><td>基準利率▲0.65% ※注3</td></tr> </tbody> </table> <p>※注1：公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けた者が対象となります。 ※注2：貸付利率は信用リスク、融資期間等に応じた所定の利率が適用されます。 ※注3：2億7千万円超及び土地にかかる資金は基準利率となります。</p> <p>②国民生活事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>新事業活動促進資金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td><td>設備資金7千2百万円 (うち運転資金4千8百万円)</td></tr> <tr> <td>貸付利率 ※注1</td><td>基準利率▲0.65% ※注2</td></tr> <tr> <td>担保・保証人</td><td>希望に応じて要相談 ※注3</td></tr> </tbody> </table> <p>※注1：貸付利率は、融資期間等に応じた所定の利率が適用されます。 ※注2：土地にかかる資金は基準利率となります。 ※注3：担保を不要とする融資なども取り扱っています。詳しくは、公庫支店の窓口までお問合せください。</p> <p>そのほか、(株)商工組合中央金庫でも経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合に対する貸付制度があります。詳細は直接お問い合わせください。</p>			新事業育成資金 ※注1	新事業活動促進資金	貸付限度額	7億2千万円	設備資金7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	貸付利率 ※注2	基準利率▲0.9%	基準利率▲0.65% ※注3		新事業活動促進資金	貸付限度額	設備資金7千2百万円 (うち運転資金4千8百万円)	貸付利率 ※注1	基準利率▲0.65% ※注2	担保・保証人	希望に応じて要相談 ※注3
	新事業育成資金 ※注1	新事業活動促進資金																	
貸付限度額	7億2千万円	設備資金7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)																	
貸付利率 ※注2	基準利率▲0.9%	基準利率▲0.65% ※注3																	
	新事業活動促進資金																		
貸付限度額	設備資金7千2百万円 (うち運転資金4千8百万円)																		
貸付利率 ※注1	基準利率▲0.65% ※注2																		
担保・保証人	希望に応じて要相談 ※注3																		
備 考	<p>上記の貸付を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に各政府系金融機関の金融審査を受けることが必要です。また、経営革新計画の承認は、貸付を保証するものではありません。</p> <p>貸付利率は金融情勢により改定されることがあります。</p>																		
お問い合わせ先	<p>株式会社日本政策金融公庫</p> <p>【中小企業事業】 神戸支店 電話 078-362-5961</p> <p>【国民生活事業】 神戸支店 電話 0570-061468 (ナビダイヤル) 神戸東支店 電話 0570-061497 (ナビダイヤル) 姫路支店 電話 0570-062292 (ナビダイヤル) 尼崎支店 電話 0570-062547 (ナビダイヤル) 豊岡支店 電話 0570-065418 (ナビダイヤル) 明石支店 電話 0570-062017 (ナビダイヤル)</p> <p>株式会社商工組合中央金庫</p> <p>神戸支店 電話 078-391-7541 姫路支店 電話 079-223-8431 尼崎支店 電話 06-6495-1666</p>																		

2 高度化融資制度

高度化融資制度	
対象者	経営革新計画の承認を受けて、高度化事業に取り組む組合等 (経営革新計画承認グループ事業は、4社以上の任意グループも対象)
支援内容	<p>中小企業組合が承認を受けた経営革新計画に従って実施する以下の高度化事業を融資の対象とします。なお、計画承認を受けた4社以上のグループが経営革新事業を行う場合には、組合同様対象とします。</p> <p>(1) 集団化事業（生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します。） (2) 施設集約化事業（工場などが1つに集まって、設備の整った施設をつくり、みんなで入居します。） (3) 共同施設事業（物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります。） (4) 設備リース事業（1社では導入が難しい設備を組合で購入して、各組合員企業に買取予約付でリースします。） (5) 企業合同事業（中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図ります。） (6) 経営革新計画承認グループ事業（承認された経営革新計画に従って、新商品・新技術開発や情報収集を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置します。）</p> <p>・金 利：0.8%（令和6年度貸付決定分） ・償還期限：据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適當と認める期限 ・据置期間：3年以内 ・融資割合：貸付対象施設の整備資金の80%以内</p>
備 考	高度化融資を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に各都道府県担当課等が実施する診断・指導を受けることが必要です。
お問い合わせ先	<p>【商業関係】 兵庫県産業労働部 地域経済課商業活性化班 電話078-362-3326</p> <p>【工業関係】 兵庫県産業労働部 地域産業立地課ものづくり支援班 電話078-362-3334</p> <p>(独法) 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課 電話03-5470-1528</p>

3 信用保証の特例

信用保証の特例																	
対象者	経営革新計画の承認を受けた特定事業者																
支援内容	<p>承認を受けた経営革新計画を行うのに必要な資金について、以下の特例による支援措置が講じられています。</p> <p>(1) <u>普通保証等の別枠設定</u> 運転資金等の事業資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>通常</th> <th>別枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①普通保証</td> <td>: 2億円 (組合は4億円)</td> <td>2億円 (組合は4億円)</td> </tr> <tr> <td>②無担保保証</td> <td>: 8,000万円</td> <td>8,000万円</td> </tr> <tr> <td>③特別小口保証</td> <td>: 2,000万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(無担保・無保証人)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 「特別小口保証」については、小規模事業者（従業員20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の事業者が対象となります。 普通保証・無担保保証等との併用は不可です。</p> <p>(2) <u>新事業開拓保証の限度額引き上げ</u> 経営革新のための事業を行うために必要な資金に係るものうち、新事業開拓保証の対象となるもの（研究開発費用）について、付保限度額を引き上げております。 通常 2億円 → 3億円 組合 4億円 → 6億円</p>			通常	別枠	①普通保証	: 2億円 (組合は4億円)	2億円 (組合は4億円)	②無担保保証	: 8,000万円	8,000万円	③特別小口保証	: 2,000万円	2,000万円	(無担保・無保証人)		
	通常	別枠															
①普通保証	: 2億円 (組合は4億円)	2億円 (組合は4億円)															
②無担保保証	: 8,000万円	8,000万円															
③特別小口保証	: 2,000万円	2,000万円															
(無担保・無保証人)																	
備考	<p>「信用保証」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。本特例は経営革新計画の承認を受けた特定事業者に対して、①普通保証等の別枠設定と②新事業開拓保証の限度額引き上げを行うものです。</p>																
お問い合わせ先	兵庫県信用保証協会 電話078-393-3900（代表）																

4 中小企業投資育成株式会社の特例

中小企業投資育成株式会社法の特例（投資の特例）	
対象者	<p>① 資本金の額が3億円以下の株式会社、なお、経営革新計画の承認を受けた資本の額が3億円以上の株式会社も対象 ②「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者によって設立される株式会社</p>
投資事業の概要	<p>中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、投資などの事業を行うことを目的とする政策実施機関です。 (原則として、資本の額が3億円以下の株式会社を対象)</p>
支援内容	<p>中小企業投資育成株式会社の事業内容</p> <p>承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を行うために資金の調達を図る場合、資本の額が3億円を超える場合であっても中小企業投資育成株式会社の事業の対象とします。</p> <p>(1) 投資事業</p> <ul style="list-style-type: none">①会社の設立に際し発行される株式の引受け事業②増資株式の引受け事業③新株予約権の引受け事業④新株予約権付社債等の引受け事業 <p>(2) 育成事業（コンサルテーション事業）</p> <p>投資育成会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じます。</p>
お問い合わせ先	<p>大阪中小企業投資育成株式会社 電話06-6459-1700</p>

5 ベンチャーファンドからの投資

起業支援ファンドからの投資	
対象者	創業又は成長初期段階の有望なベンチャー企業等
出資事業の概要	<p>ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として民間のベンチャーキャピタル等が運営するベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）へ中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等へ投資を行うことにより、資金調達支援及び経営支援を行います。</p> <p>起業支援ファンドは、主に創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業等へ投資を行うファンドです。</p>
支援内容	主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供、加えて踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を行います。
備 考	本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認とは別に各組合の審査を受けることが必要です。 組合一覧は中小企業基盤整備機構にお問い合わせください。
お問い合わせ先	(独法) 中小企業基盤整備機構ファンド事業部ファンド企画課 電話03-5470-1672

6 研究開発型中小企業に対する特許関係料金減免制度

研究開発型中小企業に対する特許関係料金減免制度	
対象者	「経営革新計画」における技術開発に関する研究開発事業の成果について、特許出願を行う中小企業者
支援内容	<p>以下の特許関係料金について半額軽減。</p> <p>(1) 審査請求料</p> <p>(2) 特許料（第1年分～第10年分）</p> <p>※経営革新計画開始から計画終了後2年以内の出願が対象となります。</p>
備 考	旧減免制度・新減免制度のいずれを適用されるかにより申請方法が異なります。詳細は、下記お問い合わせ先にお問い合わせください。
お問い合わせ先	<p>●2019年3月31日以前に審査請求をした案件の減免制度（旧減免制度）</p> <p>近畿経済産業局地域経済部産業技術課 知的財産室 電話06-6966-6016（直通）</p> <p>●2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度（新減免制度）</p> <p>審査請求料：特許庁審査業務部審査業務課方式審査室 特許料：特許庁審査業務部審査業務課登録室 電話03-3581-1101（代表）</p>

7 新価値創造展・中小企業総合展

新価値創造展・中小企業総合展	
対象者	自社で開発した製品・技術・サービスを展示会を通じて広く展示・紹介することで、国内外への販路拡大や企業連携・共創などのビジネスマッチングを目指す中小企業・小規模事業者。 (経営革新計画の承認を受けていると、審査において評価の対象となります。)
イベント内容	<p>【イベント内容】</p> <p>中小企業者や小規模事業者が自ら開発した製品・技術・サービスを民間大規模展示会で展示・紹介することで、国内外への販路拡大につなげることができます。</p> <p>出展者支援として、効果的な展示方法や商談準備に関する出展者向けセミナーを行うほか、特設サイトや出展者紹介用のガイドブック制作、DM・媒体広告による広報周知、国内外バイヤーとの事前商談マッチング等を行っています。</p> <p>実施会場、実施時期、募集時期等については、 中小企業基盤整備機構ホームページ (https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/exhibition/) 「展示会への出展支援 中小機構」で検索</p>
手続の流れ	(1) 新価値創造展（中小企業総合展）事務局に出展申込書を提出 (2) 事務局において、応募者の中から書面審査により出展者を決定 (3) 事務局から文書により出展決定を通知
お問い合わせ先	(独法) 中小企業基盤整備機構販路支援部 販路支援企画課 電話03-5470-1619

8 海外展開に伴う資金調達の支援措置

株式会社日本政策金融公庫の特例等																															
対象者	承認を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む特定事業者等																														
支援内容	<p>(1) 株式会社日本政策金融公庫の特例 日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度</p> <table border="1"> <tr> <td>保証の方法</td><td colspan="2">信用状(スタンダードバイ・クレジット)の発行</td></tr> <tr> <td>保証限度額</td><td colspan="2">一法人あたりにつき4億5千万円</td></tr> <tr> <td>保証料率</td><td colspan="2">日本公庫所定の料率</td></tr> <tr> <td rowspan="3">保証の対象となる貸付金債権 (海外金融機関の融資内容)</td><td>資金用途</td><td>設備資金及び長期運転資金</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>1年以上5年以内</td></tr> <tr> <td>貸付金債権の相手方(債務者)</td><td>中小企業者等(海外支店)またはその外国関係法人等</td></tr> </table> <p>(2) 貿易保険法の特例 貿易保険法の特例に基づく債務保証制度</p> <table border="1"> <tr> <td>保険の種類</td><td colspan="2">海外事業資金貸付(貸付金債権等)</td></tr> <tr> <td>保険引受限度額</td><td colspan="2">上限の定めは特になし</td></tr> <tr> <td>保険料率</td><td colspan="2">日本貿易保険所定の保険料率</td></tr> <tr> <td rowspan="2">保険の対象となる貸付金債権 (海外金融機関の融資内容)</td><td>資金用途</td><td>設備資金及び運転資金</td></tr> <tr> <td>貸付金債権の相手方(債務者)</td><td>中小企業者の外国関係法人等</td></tr> </table>	保証の方法	信用状(スタンダードバイ・クレジット)の発行		保証限度額	一法人あたりにつき4億5千万円		保証料率	日本公庫所定の料率		保証の対象となる貸付金債権 (海外金融機関の融資内容)	資金用途	設備資金及び長期運転資金	融資期間	1年以上5年以内	貸付金債権の相手方(債務者)	中小企業者等(海外支店)またはその外国関係法人等	保険の種類	海外事業資金貸付(貸付金債権等)		保険引受限度額	上限の定めは特になし		保険料率	日本貿易保険所定の保険料率		保険の対象となる貸付金債権 (海外金融機関の融資内容)	資金用途	設備資金及び運転資金	貸付金債権の相手方(債務者)	中小企業者の外国関係法人等
保証の方法	信用状(スタンダードバイ・クレジット)の発行																														
保証限度額	一法人あたりにつき4億5千万円																														
保証料率	日本公庫所定の料率																														
保証の対象となる貸付金債権 (海外金融機関の融資内容)	資金用途	設備資金及び長期運転資金																													
	融資期間	1年以上5年以内																													
	貸付金債権の相手方(債務者)	中小企業者等(海外支店)またはその外国関係法人等																													
保険の種類	海外事業資金貸付(貸付金債権等)																														
保険引受限度額	上限の定めは特になし																														
保険料率	日本貿易保険所定の保険料率																														
保険の対象となる貸付金債権 (海外金融機関の融資内容)	資金用途	設備資金及び運転資金																													
	貸付金債権の相手方(債務者)	中小企業者の外国関係法人等																													
対象者	海外直接投資事業を伴う経営革新計画の承認を受けた特定事業者																														
支援内容	<p>(3) 海外投資関係保証の限度額の引き上げ 経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、海外投資関係保証の対象となるものについて、付保限度額を引き上げています。</p> <table> <tr> <td>通常</td><td>特例</td></tr> <tr> <td>1企業：2億円</td><td>→ 1企業：3億円</td></tr> <tr> <td>1組合：4億円</td><td>→ 1組合：6億円</td></tr> </table>	通常	特例	1企業：2億円	→ 1企業：3億円	1組合：4億円	→ 1組合：6億円																								
通常	特例																														
1企業：2億円	→ 1企業：3億円																														
1組合：4億円	→ 1組合：6億円																														
備考	上記の支援を受ける場合には、経営革新計画の承認後に別途、各支援機関による審査が必要となります。また、経営革新計画の承認は支援を保証するものではありません。																														
お問い合わせ先	<p>(1) 株式会社日本政策金融公庫 【中小企業事業】 神戸支店 電話 078-362-5961</p> <p>(2) (株)日本貿易保険 営業第二部 電話 03-3512-7675</p> <p>(3) 兵庫県信用保証協会 電話 078-393-3900 (代表)</p>																														

■ 問い合わせ先

<県担当部局>

【県民局等】（申請書の提出先は、登記上の本社所在地又は個人の住所地を所管する県民局等です）

名 称	所 在 地	所 管 区 域
神戸県民センター 県民躍動室県民課	〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32 TEL078-647-9084	神戸市
阪神南県民センター 県民躍動室県民課	〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8 TEL06-6481-7669	尼崎市、西宮市、芦屋市
阪神北県民局 県民躍動室地域振興課	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15 TEL0797-83-3155	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
東播磨県民局 県民躍動室地域振興課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL079-421-9610	明石市、加古川市、高砂市、 稻美町、播磨町
北播磨県民局 県民躍動室地域振興課	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 TEL0795-27-7180	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
中播磨県民センター 県民躍動室県民課	〒670-0947 姫路市北条1-98 TEL079-281-9034	姫路市、神河町、市川町、 福崎町
西播磨県民局 県民躍動室地域振興課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL0791-58-2141	相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市、太子町、上郡町、 佐用町
但馬県民局 県民躍動室地域振興課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL0796-26-3686	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
丹波県民局 県民躍動室地域共創課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL0795-73-3784	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局 県民躍動室交流渦潮課	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL0799-26-2087	洲本市、南あわじ市、淡路市

【本 庁】

兵庫県産業労働部 地域経済課 経営支援班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 TEL078-362-9184（直通）

<審査会事務局・会場>

(公財)ひょうご産業活性化センター 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8-4